

東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（小田急電鉄株式会社との連絡運輸範囲拡大等に伴う改正）

現 行	改 正																				
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(接続駅の選択)</p> <p>第 78 条 <u>次の各号の区間に発着する乗車券を所持する旅客は、当該各号に掲げる駅のうち、任意の駅で連絡乗車することができる。</u></p> <p>(1) <u>西日本旅客鉄道株式会社線神戸・姫路間各駅と三ノ宮接続阪神電気鉄道株式会社線各駅との相互間</u> } <u>三ノ宮駅又は元町駅</u></p> <p>(2) <u>旅客会社線各駅と新今宮接続南海電気鉄道株式会社線各駅との相互間（定期乗車券を所持する旅客を除く。）</u> } <u>新今宮駅又は難波駅</u></p> <p>(注) <u>各号の</u>「各駅」とは、細則別表の連絡運輸区域の部に掲げる各駅をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(連絡会社線の連絡取扱駅における旅客会社急行券等の発売)</p> <p>第 106 条 別に定める連絡会社線の連絡取扱駅においては、旅客会社線及び連絡会社線区間を通じて乗車する旅客（乗車券を併用する旅客を含む。）に対し、旅客規則第 18 条第 2 号から第 6 号までに規定する旅客会社線区間の乗車券類（以下「旅客会社急行券等」という。）を発売する。</p> <p>(注)「別に定める連絡会社線」とは、旅客連絡運輸取扱細則（平成 2 年 10 月 営達第 22 号）第 44 条付表 <u>2</u> に掲げるものをいう。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>別表（別冊）</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(236) 小田急電鉄株式会社線</p> <p>規則別表</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(接続駅の選択)</p> <p>第 78 条 <u>西日本旅客鉄道株式会社線神戸・姫路間各駅と三ノ宮接続阪神電気鉄道株式会社線各駅との相互発着となる乗車券を所持する旅客は、三ノ宮駅又は元町駅のうち、任意の駅で連絡乗車することができる。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(注)「各駅」とは、細則別表の連絡運輸区域の部に掲げる各駅をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(連絡会社線の連絡取扱駅における旅客会社急行券等の発売)</p> <p>第 106 条 別に定める連絡会社線の連絡取扱駅においては、旅客会社線及び連絡会社線区間を通じて乗車する旅客（乗車券を併用する旅客を含む。）に対し、旅客規則第 18 条第 2 号から第 6 号までに規定する旅客会社線区間の乗車券類（以下「旅客会社急行券等」という。）を発売する。</p> <p>(注)「別に定める連絡会社線」とは、旅客連絡運輸取扱細則（平成 2 年 10 月 営達第 22 号）第 44 条付表 <u>3</u> に掲げるものをいう。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>別表（別冊）</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(236) 小田急電鉄株式会社線</p> <p>規則別表</p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">連絡会社名</th> <th style="width: 25%;">経由運輸機関名及び区間</th> <th style="width: 10%;">接続駅</th> <th style="width: 20%;">乗車券類の種別</th> <th style="width: 10%;">特殊取扱事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">連絡会社名</th> <th style="width: 25%;">経由運輸機関名及び区間</th> <th style="width: 10%;">接続駅</th> <th style="width: 20%;">乗車券類の種別</th> <th style="width: 10%;">特殊取扱事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項					
連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項																	
連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項																	

現 行					改 正				
小田急電鉄株式会社 小田原線	東日本・東海旅客会社線	東海道本線 藤沢	片、往、続、勤定、 学定、団		小田急電鉄株式会社 小田原線	東日本・東海旅客会社線	東海道本線 藤沢	片、往、続、勤定、 学定、団	
	同	同 小田原	同			同	同 小田原	同	
	同	同 山手線	同			同	同 山手線	同	
	同	同 新宿	同			同	同 新宿	同	
	同	同 南武線	同			同	同 南武線	同	
	同	同 登戸	同			同	同 登戸	同	
	<u>東日本旅客会社線</u>	同 横浜線	同			<u>同</u>	同 横浜線	同	
	<u>東日本・東海旅客会社線</u>	同 町田	勤定、学定			<u>同</u>	同 町田	勤定、学定	
	<u>東日本・東海旅客会社線</u>	同 相模線	同			<u>同</u>	同 相模線	同	
	<u>東日本旅客会社線</u>	同 厚木	片、往、続、勤定、 学定、団			<u>同</u>	同 厚木	片、往、続、勤定、 学定、団	
<u>東日本旅客会社線</u>	同 海老名	勤定、学定		<u>同</u>	同 海老名	勤定、学定			
<u>東日本・東海旅客会社線</u>	同 御殿場線	同		<u>同</u>	同 御殿場線	同			
		同 松田	片、往、続、勤定、 学定、団、急、特車	急行券、特別車両券は東日本旅客会社線の各駅では発売しない。			同 松田	片、往、続、勤定、 学定、団、急、特車	急行券、特別車両券は東日本旅客会社線の各駅では発売しない。
多摩線	東日本・東海旅客会社線	東海道本線 藤沢	勤定、学定		多摩線	東日本・東海旅客会社線	東海道本線 藤沢	勤定、学定	
	東日本旅客会社線	同 小田原	同			東日本旅客会社線	同 小田原	同	
	東日本・東海旅客会社線	同 山手線	同			東日本・東海旅客会社線	同 山手線	同	
		同 新宿	同			同 新宿	同		

現 行					改 正				
	東海旅客会社線	御殿場線 松田	片、往、団、急、特 車	急行券、特 別車両券は 東日本旅客 会社線の各 駅では発売 しない。		東海旅客会社線	御殿場線 松田	片、往、団、急、特 車	急行券、特 別車両券は 東日本旅客 会社線の各 駅では発売 しない。
(以下略)					(以下略)				
(中略)					(中略)				
(301) 伊豆箱根鉄道株式会社線 規則別表					(301) 伊豆箱根鉄道株式会社線 規則別表				
連絡会社名	経由運輸機関名 及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項	連絡会社名	経由運輸機関名 及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項
伊豆箱根鉄 道株式会社 駿豆線	東日本・東海・西 日本旅客会社線	東海道本線 三島	片、往、続、勤定、 学定、団		伊豆箱根鉄 道株式会社 駿豆線	東日本・東海・西 日本旅客会社線	東海道本線 三島	片、往、続、勤定、 学定、 <u>団、急</u>	
大雄山線	同	同 小田原	片、往、続、勤定、 学定、団		大雄山線	同	同 小田原	片、往、続、勤定、 学定、団	
(以下略)					(以下略)				

附則
この通達は、令和3年3月13日から施行する。ただし、第78条及び別表(301)伊豆箱根鉄道株式会社線に係る改正は令和3年3月13日乗車となるものから施行し、第106条に係る改正は平成30年3月17日から適用する。